

防人給第7578号
令和5年3月31日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

再任用職員に対する広域異動手当、住居手当、通勤手当及び
単身赴任手当の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、令和5年4月1日から実施することとされたので通知する。

記

1 広域異動手当

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第45条の2第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「令」という。）第9条の3においてその例によることとされる人事院規則9—121（広域異動手当）第5条第2項第1号の規定の適用については、当該再任用職員の採用を国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定による採用とみなす。

2 住居手当

再任用職員に対する令第9条の4においてその例によることとされる人事院規則9—54（住居手当）第4条の規定の適用については、当該再任用職員を国家公務員法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 通勤手当

再任用職員に対する令第9条の5の規定においてその例によることとされる人事院規則9—24（通勤手当）第16条第1号イの規定の適用については、当該再任用職員の採用を国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用とみなす。

4 単身赴任手当

再任用職員に対する防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第17条の3第2項においてその例によることとされる人事院規則9—89（単身赴任手当）第5条第2項第1号イの規定の適用については、当該再任用職員の採用を国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用とみなす。